

新見市協働のまちづくり交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新見市まちづくり基本条例（平成17年新見市条例第6号）の理念に基づき、住民自治を基本とした協働によるまちづくりを推進するため、地域課題の解決に資する事業を試行的に行う地域団体等に対し、予算の範囲内において、新見市協働のまちづくり交付金（以下「交付金」という。）を交付することについて、新見市補助金等交付規則（平成17年新見市規則第63号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 小地域ケア会議 住民の暮らしにより身近な生活圏域において、住民と保健や福祉などの行政担当者、社会福祉協議会などの専門職が地域の課題や問題解決について話し合う場をいう。
- (2) 地域団体等 おおむね次に掲げるいずれかの区域を単位とし、その区域の住民や各種団体等で組織した、持続可能な地域社会の発展のために、自主的かつ主体的に地域の特性に応じたまちづくり活動を行う団体をいう。
 - ア 新見市立小学校及び中学校通学区域に関する規則（平成17年新見市教育委員会規則第18号）第2条第1項に規定する小学校学齢児童の通学区域
 - イ 新見市公民館条例（平成17年新見市条例第322号）第2条に規定する公民館の対象区域
 - ウ 新見市市民センター条例（平成17年新見市条例第15号）第3条に規定するセンターの所管区域
 - エ その他市長が適当と認める区域
- (3) 地域運営組織 新見市小規模多機能自治一括交付金交付要綱（平成31年告示第40号）第2条に規定する地域運営組織をいう。

(交付対象事業)

第3条 交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、小地域ケア会議における地域課題の抽出や検討結果を踏まえた地域課題の解決に資する事業とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、交付の対象としない。

- (1) 市等から他の補助金等の交付を受けている事業
- (2) 宗教又は政治活動を目的とする事業
- (3) 公序良俗に反する事業
- (4) 特定の個人や団体のみが利益を受ける事業
- (5) 営利を目的とする事業
- (6) 地域団体等が自主的かつ主体的に事業を行わず、他の団体等の運営に助成することを目的とする活動又は他に委託するだけで、地域住民、団体等との協働が認め

られない事業

(7) 前各号に定めるもののほか、交付の対象としないことが適当であると市長が認める事業

3 市長は、地域団体等の自主性及び自立性を尊重し、交付金の使途についての制限は最低限にとどめるものとする。

4 地域団体等は、その地域において諸活動を行う責任を自覚し、その組織運営並びに活動及び交付金の活用について、民主的かつ公正な取扱いをしなければならない。

(交付対象団体)

第4条 交付の対象となる団体は、第2条第2号に規定する地域団体等及び地域運営組織の設立を目指す地域団体等とし、次の各号に掲げる要件を全て満たす団体とする。

(1) 定款又は規約を有していること。

(2) 会社法（平成17年法律第86号）で定める会社でないこと。

(交付対象経費)

第5条 交付の対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）は、第3条第1項に規定する事業の実施に直接必要となる経費とする。ただし、次に掲げる経費については、交付の対象としない。

(1) 備品購入費

(2) その他市長が社会通念上適切でないと認める経費

(交付金額等)

第6条 交付金の額は前条に規定する交付対象経費の額とし、交付金の交付限度額は1団体につき50万円とする。この場合において、交付金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

2 交付金の交付は、同一事業につき原則1回とする。ただし、地域運営組織の設立を目指す地域団体等が実施する事業のうち、特別な理由があると市長が認めた場合は、この限りではない。

(交付金交付申請)

第7条 交付金の交付を受けようとする地域団体等は、新見市協働のまちづくり交付金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に、次の関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) 地域団体等の規約及び会員名簿

(4) その他市長が必要と認める書類

(交付金の交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、新見市協働のまちづくり交付金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

2 市長は、前項に規定する審査にあたっては、交付申請書の事業内容について、生活支援コーディネーターなどの関係者から意見を聴くものとする。

3 市長は、第1項の決定に際して必要な条件を付すことができる。

(交付金の前金払請求)

第9条 前条の規定により交付金の交付決定通知を受けた地域団体等（以下「交付対象事業者」という。）は、新見市協働のまちづくり交付金前金払請求書（様式第3号）により、交付金の前金払を請求するものとする。

(交付対象事業の変更)

第10条 交付対象事業者が、交付対象事業の内容を変更しようとするとき、又は交付対象事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ新見市協働のまちづくり交付金（計画変更・中止・廃止）承認申請書（様式第4号）を提出し、市長の承認を得なければならない。ただし、事業の目的達成に影響のない軽微な変更については、この限りでない。

(実績報告)

第11条 交付対象事業者は、交付対象事業が完了したときは、事業の完了の日から起算して20日を経過した日又は事業の完了の日が属する年度の3月31日のいずれか早い期日までに、新見市協働のまちづくり交付金実績報告書（様式第5号。以下「実績報告書」という。）に次の関係書類を添えて市長へ提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 団体が支出したことが証明できる書類（領収書等）
- (4) 事業の実施状況が確認できる書類（写真、成果物等）
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付金額の確定)

第12条 市長は、前条の規定により実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、新見市協働のまちづくり交付金確定通知書（様式第6号）により、交付対象事業者に通知するものとする。

(交付決定の取消)

第13条 市長は、第10条の規定による交付対象事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる各号のいずれかに該当する場合には、交付金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 交付対象事業者が規則又はこの要綱若しくはこれらに基づく市長の処分又は指示に違反した場合
- (2) 交付対象事業者が交付金を交付対象事業以外の用途に使用した場合
- (3) 交付対象事業者が交付対象事業に関して不正、怠慢その他不適切な行為を行った場合
- (4) その他交付決定後に生じた事情の変更等により、交付対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(交付金の返還)

第14条 市長は、前条の規定により交付金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消に係る部分に関し、第9条の規定により交付金が交付されていると

きは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

- 2 市長は、第12条に規定する交付確定を行った場合において、第9条の規定により交付した交付金の額に剰余金が生じるときは精算するものとし、期限を定めてその返還を求めるものとする。

(その他)

第15条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 市長は、この告示の施行日前においても、協働のまちづくり交付金に関し必要な手続きを行うことができる。